

各医療機関等 開設者 様

豊 中 市 長

医療機関等への物価高騰対策事業について

日頃から、本市健康医療行政の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和 6 年度の診療報酬改定後も物価高騰が継続していることを踏まえ、医療機関等において事業の質の確保、持続的な運営、安心・安全で質の高いサービスが提供できるよう、公定価格で運営され、光熱費等の物価高騰の影響を価格に転嫁できない医療機関等を対象に経済的支援を実施します。

つきましては、本市ホームページにて「物価高騰対策事業」のページを新たに作成（下記アドレス参照）しましたので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本事業における対象施設及び基準額、欠格事項等、詳細につきましては、必ず「豊中市医療機関等物価高騰対策事業実施要綱」をご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします。

記

<対象施設>

- 保険医療機関（病院、診療所）、保険薬局、施術所、助産所、歯科技工所

※病院及び診療所については、保険医療機関として指定を受けている施設。

※薬局については、近畿厚生局による保険薬局の指定を受けている施設。

※施術所については、健康保険法等に基づく療養費の受領委任の取扱いについて厚生（支）局長 及び大阪府知事から承諾の通知を受けている施設。

※豊中市内に所在し、令和 7 年 6 月 1 日以前に届け出等を行った施設等。

<基準額>

- 病院及び有床診療所（4 床以上）・・・8,000 円×許可病床数
- 上記以外の施設・・・1 施設あたり 30,000 円

<申込方法及び期間>

- 電子申込システムによる申込（原則）

https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9367

- 申込期間：令和 7 年（2025 年）7 月 7 日～令和 7 年（2025 年）9 月 30 日



<物価高騰対策事業のページ>

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/iryoubukkakoutou.html

【豊中市 HP】トップページ>健康・福祉・医療>健康・保健衛生>「医療機関等物価高騰対策事業」

※本事業における申請方法等の詳細は、上記ページに掲載している「よくある質問」をご確認ください。



【参考】

<大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金のページ>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100020/hokeniryoukikaku/subvention/bukkakoutou.html>

※大阪府においても同様の支援金を準備しており、本市事業と併用して申請いただけます。



【連絡先】

豊中市 健康医療部 保健安全課

〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1

TEL：06-6152-7384

e-mail：ijiyakuji@city.toyonaka.osaka.jp